

OSJ 日本語アカデミーとよなか

学生便覧 / 学則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条

この日本語教育機関（以下「本校」という）は、日本語を母語としない者に、社会福祉法人大阪府社会福祉事業団が、その理念である「よりそう想い つながる心」の精神に基づき、日本語教育を行い、本校での日本語学習を通じ、日本語学習のみならず自己実現の達成、社会貢献のできる人材を養成することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本校は、「OSJ 日本語アカデミーとよなか」と称する。

(位置)

第 3 条 本校は、大阪府豊中市刀根山元町 5-60「介護老人保健施設 かがやき」1F に置く。

(自己点検・評価)

第 4 条 本校は、教育研究水準の向上や活性化に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくため、自己評価・施設評価を行うものとする。

2 自己評価・施設評価に関する必要事項は、別に定める。

第 2 章 課程、修業年限並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第 5 条 本校の課程、学科、修業年限、並びに定員は次のとおりとする。

(1) 進学日本語 2 年コース

コース名	入学時期	修業年限	入学定員	クラス数
進学日本語 2 年コース	4 月	2 年	20 名	1 クラス
合 計			40 名	2 クラス

※ 本校に在学できる期間（就業年限）は、最長 2 年を超えることができない。ただし、休学期間はこれに算入しない。

(始期・終期等)

第 6 条 本学のコースは、4 月に始まり、始まった翌々年 3 月に終わる。

2 前項の期間を分けて、次の学期とする。

《0 4 月期生》

- (1) 前期 1 年目 0 4 月中旬から 0 9 月下旬まで (20 週間)
- (2) 後期 1 年目 1 0 月上旬から 0 3 月中旬まで (20 週間)
- (3) 前期 2 年目 0 4 月中旬から 0 9 月下旬まで (20 週間)
- (4) 後期 2 年目 1 0 月上旬から 0 3 月中旬まで (20 週間)

(休業日)

第 7 条 本校の休業日は次のとおりとする。但し、学校長は、特に必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (3) 夏季休業日 0 7 月下旬から 0 8 月下旬にかけて (6 週間)
- (4) 秋期休業日 1 0 月初旬の 1 週間 (1 週間)
- (5) 冬季休業日 1 2 月下旬から 0 1 月上旬にかけて (2 週間)
- (6) 春季休業日 0 3 月下旬から 0 4 月上旬にかけて (3 週間)

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常変災その他急迫の事情があると校長が認めるとき、又は教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第 3 章 教育課程、授業時間、学習の評価及び教職員組織

(教育課程、授業時数)

第 8 条 本校の各コース別の教育課程及び授業時間数は、次の各号に定めるとおりとする。

ただし、ここに言う授業時数の 1 単位時間は、50 分とする。

(1) 進学日本語 2 年コース

コース	内容	週当たり授業時間数
初級Ⅰ	文型・文法・漢字・語彙・会話・聴解・作文, JLPT N4 対策	25 時間 (20 週)
初級Ⅱ	文型・文法・漢字・語彙・会話・聴解・作文, JLPT N3 対策	25 時間 (20 週)
初中級	文型・文法・漢字・語彙・会話・聴解・記述, 長文読解、1 分間スピーチ、プロジェクトワーク, JLPT N2-N3 対策	25 時間 (10 週)
中級	文型・文法・漢字・語彙・会話・聴解・記述, 長文読解、1 分間スピーチ、プロジェクトワーク, JLPT N2 対策	25 時間 (20 週)
上級	文型・文法・漢字・語彙・会話・聴解・記述, 長文読解、1 分間スピーチ、プロジェクトワーク, JLPT N1 対策	25 時間 (10 週)
計		2,000 時間 (80 週)

(授業の終始時刻)

第 9 条 本校の始業及び終業の時刻は、09時から15時00分までとする。

(学習の評価)

第10条 学習の評価は、それぞれの学習評価項目に関して、各学期末によって実施される判定会議に於いて、総合的に判断し、10段階評価とし、成績評価を行う。

(教職員組織)

第11条 本校に次の教職員をおく。

- (1) 学校長 1名
 - (2) 主任教員 1名
 - (3) 教員 3名以上(うち専任1名以上)
 - (3) 事務職員 1名以上
 - (4) 学校医 1名
- 2 学校長は校務を司り、所属職員を監督する。
 - 3 学校長は主任教員と兼務できる。

第 4 章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第12条 原則として、在留資格「留学」により本校に入学する者の入学資格は、以下の条件を何れも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育もしくは、それに準ずる課程を修了している者、または修了する見込みのある者
- (2) 年齢が18歳以上、概ね卒業時に28歳までの者
- (3) 信頼のおける経費支弁人兼身元保証人を有する者
- (4) 日本語を公的機関に於いて150時間以上履修し、日本語能力試験N5以上相当の日本語能力を有するとする証書が取得できる者

(入学時期)

第13条 本校への入学は、基本的に年1回とし、その時期は、4月とする。

ただし、校長が認める場合は、状況に応じ上記入学時期の他、途中編入を許可することができる。

(入学)

第14条 本校への入学手続きは、以下のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとするものは、本校既定の入学願書等の必要事項に記載し、第5章第20条に定める選考料を添えて、指定期日までに出席することとする。
- (2) 本校は前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学許可書に対して、必要な手続きを行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第5章第20条に定めた入学金及び必要書類を添えて、申請学期の入学手続きをすることとする。

ただし、以上の入学手続きは個人による申し込み者であり、本校と提携関係を締結しているエージェント（仲介業者）を通しての申請は、エージェントに問い合わせることとする。

（休学・復学）

- 第15条 学生が疾病その他のやむを得ない事由によって1か月以上休学する場合は、その事由を記した休学届を提出し（疾病の場合は診断書も添付すること）学校長の許可を受けなければならない。
- 2, 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

（退学）

- 第16条 修業期間の途中で退学する者は、その事由を記した退学届を提出し、校長の許可を得なければならない。

（修了及び卒業の認定）

- 第17条 校長は、前号で定められた各期について第10条に定める学習の評価を行い、総合して一定の評価を受けた者に対し、教職員による卒業判定会議を経て、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

（褒賞）

- 第18条 校長は、学習及び学習態度が優秀かつ模範的な学生に対し、褒賞を与えることがある。

（懲戒処分）

- 第19条 学生が、日本国の諸法律に違反、本校の学則その他本学の定める諸規則を守れず、その本分に反する行為があったときには、校長は当該学生に対してその軽重に従い、懲戒処分を下す。

2, 懲戒処分の種類は、学生の行為の軽重に従い、訓告、退学、除籍の3種類とする。

3, 前項の退学、除籍の処分は、次のいずれかに該当する学生に対して、教職員会議を経て、行う。

- （1） 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- （2） 病気その他の理由で、成業の見込みがないと認められる者
- （3） 著しい学力不振で成業の見込みがないと認められる者
- （4） 正当な理由がなく、また所定の手続きを経ることなく出席が不良の者
- （5） 授業料その他の納付金の納付を怠たる者
- （6） 施設の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- （7） 日本国の法律に反した者

第5章 学生納付金

(学生納付金)

第20条 本校「進学日本語コース」の学生納付金は、次のとおりとする。

入学選考料	20,000 円
-------	----------

入学時納付金

進学日本語2年コース (4月入学)

入学金	60,000 円
授業料	594,000 円
施設整備費	25,000 円
教材費	50,000 円
課外活動費	15,000 円
保険料	10,000 円
健康管理費	10,000 円
合計	764,000 円

二年目納付金

	進学日本語2年コース
授業料	594,000 円
施設整備費	25,000 円
教材費	50,000 円
課外活動費	15,000 円
保険料	10,000 円
健康管理費	10,000 円
合計	704,000 円

2, 本校の学費の納入期日については、次のとおりとする。

4月期入学生の2年目納付金704,000円を年四回に分割納入するものとし、納入期日を以下の様に定める。

4月期入学生の2年目納付金期日

入学年の翌年02月末日までに	176,000 円
入学年の翌年05月末日までに	176,000 円
入学年の翌年09月1日までに	176,000 円
卒業当年の01月末日までに	176,000 円

※ なお、納入期日当日が金融機関休日の場合は、翌日までとする。

(納入)

第21条 学生が本校に籍を置いている期間中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日迄に納入しなければならない。

2, 授業料は、申請学期の初日から計算され、自己都合によって入学が遅れても、その期間の授業料の振替え、あるいは免除は行わないものとする。

(滞納)

第22条 学生が、正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに、授業料を滞納し、その後においても納入の見込みがない場合には、校長は当該学生に対して、退学処分を下すことができる。

(学生納付金の返還)

第23条 すでに納入された学生納付金は、原則として返還しない。但し、次の各号に該当する場合はこの限りではない。

(1) 入学する年度以前(4月期入学は3月31日)に入学辞退をした場合において、選考料及び入学金を除いた授業料その他の納付金を返還する

2, 前項の手続きをする場合には、次の書類を本学に提出するものとする。

- (1) 納付金の領収書
- (2) 入学辞退事由説明書
- (3) 未使用の「在留資格認定証明書」
- (4) その他、本学が必要と判断し、提出又は、提示を求めたもの

※ 必要書類がそろっていない場合や入学辞退事由説明書の内容が十分でない場合には、納付金の返還ができないこともある。

第6章 褒賞

第24条 教職員会議を経て、褒賞を授与することができる。

第7章 雑則

(学生証)

第25条 入学時に学生証を発行する。この学生証は、在学期間中、学生の身分を証明するものであり、常に携帯しなければならない。また、卒業時、或いは退校時に学校に返却しなければならない。

(健康診断)

第26条 本校に入学する学生は、入学時、本国で受診した健康診断書を提出しなければならない。また、来日後、在学生の健康診断は毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(健康保険加入)

第27条 在留資格「留学」で入学している者については、国民健康保険に加入しなければならない。

(慶弔による公欠)

第28条 慶事及び弔事の場合、公欠として認める期間は次のとおりとする。

親族が日本国外に居住している場合は、()内の期間とする。

- | | |
|-------------|---------|
| (1) 両親、兄弟姉妹 | 6日(14日) |
| (2) 祖父母 | 3日(07日) |
| (3) その他の親族 | 1日(05日) |